

令和 7 年度技能検定（随時実施する 3 級、基礎級）実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 実施する検定職種及びその等級

随時実施 3 級、基礎級

職種名	作業名	
さく井	パーカッション式さく井工事	ロータリー式さく井工事
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造	プレス型鍛造
機械加工	普通旋盤	数値制御旋盤
	フライス盤	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス	
鉄工	構造物鉄工	
建築板金	内外装板金	ダクト板金
工場板金	機械板金	
めっき	電気めっき	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	
仕上げ	治工具仕上げ	金型仕上げ
	機械組立て仕上げ	
機械検査	機械検査	
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	コールドチャンバダイカスト
電子機器組立て	電子機器組立て	
電気機器組立て	回転電機組立て	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作	
プリント配線板製造	プリント配線板設計	プリント配線板製造
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	
ニット製品製造	丸編みニット製造	靴下製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
家具製作	家具手加工	
建具製作	木製建具手加工	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	貼箱製造
	段ボール箱製造	
印刷	オフセット印刷	
製本	製本	
プラスチック成形	圧縮成形	射出成形
	インフレーション成形	ブロー成形
石材施工	石材加工	石張り
パン製造	パン製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	

職種名	作業名	
建築大工	大工工事	
かわらぶき	かわらぶき	
とび	とび	
左官	左官	
タイル張り	タイル張り	
配管	建築配管	プラント配管
型枠施工	型枠工事	
鉄筋施工	鉄筋組立て	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	
防水施工	シーリング防水工事	
内装仕上り施工	プラスチック系床仕上り工事	カーペット系床仕上り工事
	鋼製下地工事	ボード仕上り工事
	カーテン工事	
熱絶縁施工	保温保冷工事	
サッシ施工	ビル用サッシ施工	
表装	壁装	
塗装	建築塗装	金属塗装
	鋼橋塗装	噴霧塗装
工業包装	工業包装	

2 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200 円

イ 実施期日

実技試験は、令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）までの間において、別途長野県職業能力開発協会（4の(2)を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。）。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100 円

イ 実施期日

学科試験は、令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面の写し

(2) 提出先

長野県職業能力開発協会

所在地 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 688-2 長野県婦人会館 3 階

電話 026-234-9050

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の 30 日前まで。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、180 円切手をはったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法

3 級及び基礎級の申請書を提出する際に、協会が定める方法によって手数料を納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要とする。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

3 級及び基礎級の技能検定の合格者には、都道府県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、3 級の技能検定の合格者に対し、技能士章を交付する。

7 その他

本公示の 3 級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

なお、不明な点については、長野県産業労働部産業人材育成課（電話：026-235-7202）又は協会（電話：026-234-9050）に問い合わせること。